

令和3年第2回（6月）大磯町議会定例会

議 案 第 38 号 説 明 資 料

令和3年6月16日

専決処分の承認を求めることについて
(損害賠償の額を定めることについて)

資 料

事故概要 1～2

学 校 教 育 課

事故概要

事故発生日時：令和3年4月14日（水）午後8時20分頃

場所：中郡大磯町月京18番1号 大磯町立国府小学校 校地内

被害者：[REDACTED]

事故発生状況：夜間にスポーツ開放している国府小学校体育館において、運動クラブの活動が行なわれており、参加する子どもを被害者が迎えに来るため、県道相模原大磯線から国府小学校校地内に自家用車で進入しようとしたところ、出入口の観音開き門を通過する際に、左側の門扉が動き出し当該車両の左側に衝突し、左フェンダー、左ドアミラー、左前ホイールを損壊させた。

経過：令和3年4月14日 事故発生

令和3年4月15日 車の損傷状況確認

令和3年5月24日 示談締結

令和3年5月28日 専決処分

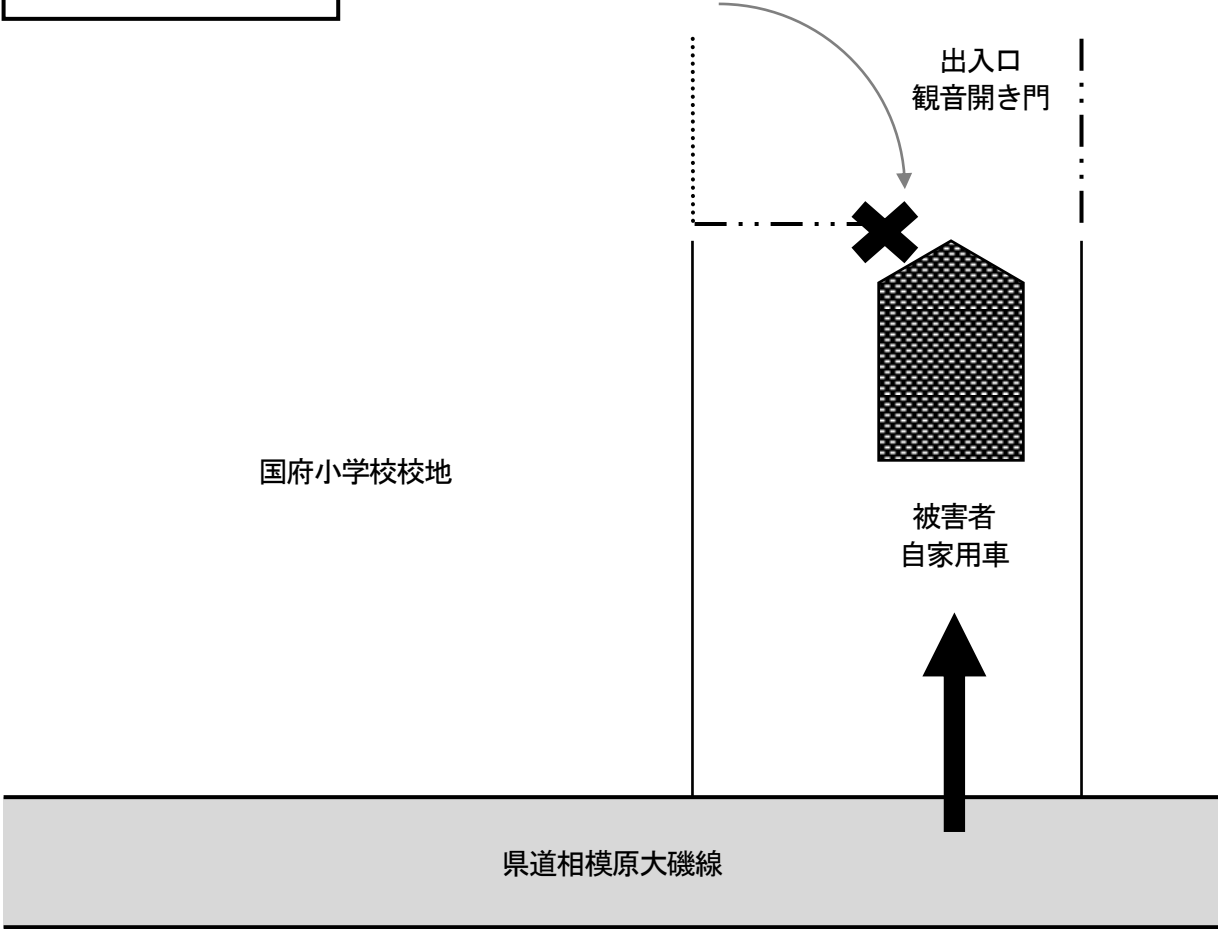
対応：本件事故に起因する相手方への損害賠償金として、自家用車の修理費用を町が賠償する。

損害賠償金額：312,609円

位置図



事故発生状況図



事故車両等写真



自家用車に衝突した門扉



門扉衝突により破損した自家用車左部